

国総労第75号
平成15年12月1日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局労働資材対策室長

公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について

下請契約における下請代金の設定に当たっては、「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成15年12月1日付け国総入企第31号）により、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設業者に対し指導の徹底をお願いしているところである。

ところで、公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

したがって、見積り等の参考資料として取り扱うに際しては、例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、上述の公共工事設計労務単価の意味とそれを踏まえた適切な取扱いについて、併せて、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をお願いしたい。